

## 塩尻市広告掲載取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市の財産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の財産等をいう。
    - ア 市が作成する印刷物
    - イ 市の管理するホームページ
    - ウ その他市長が広告掲載を適当と認めるもの
  - (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。
  - (3) 広告申込者 広告掲載しようとする者をいう。
  - (4) 広告主 広告媒体への広告掲載の申込みをし、広告掲載の決定を受けた者をいう。
- (広告の範囲)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) その他広告媒体に広告掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に広告掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の募集)

**第4条** 市長は、広告掲載の募集に当たっては、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、広告掲載位置、広告掲載期間等
- (3) 広告の募集方法
- (4) 広告掲載に係る予定価格
- (5) 広告の選定方法
- (6) 広告申込者への通知等
- (7) その他広告掲載に必要な事項

(広告主の責任)

**第5条** 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料の納入)

**第6条** 広告主は、広告掲載に係る掲載料（以下「広告掲載料」という。）を市長が指定する期日までに、納入通知書（塩尻市財務規則（昭和55年塩尻市規則第9号）第34条第1項に規定する納入通知書をいう。）により市に納入するものとする。

(広告掲載の取消し)

**第7条** 広告掲載は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこれを取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに広告掲載料が納入されないとき。
- (2) 市長が指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。
- (3) その他広告掲載に支障があると市長が認めたとき。

(広告掲載料の還付)

**第8条** 既に納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない事由により広告掲載ができなかった場合は、市長は、広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

(広告審査委員会)

**第9条** 広告媒体に広告掲載する広告の可否を審査するため、塩尻市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には企画政策部長を、委員には総務部総務人事課長、総務部公共施設マネジメント課長、企画政策部企画課長、企画政策部財政課長及び市長が別に定める者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

**第10条** 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(持ち回り審査等)

**第11条** 審査すべき事案について委員長が緊急を要し委員会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、事務担当者が持ち回りにより委員の審査を経ることをもって、委員会の審査に代えることができる。

- 2 前項の規定によるほか、新規、重要又は異例に属するものを除き、委員長に審査させることによつて委員会の審査に代えることができる。

(委員会の庶務)

**第12条** 委員会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(補則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成20年8月20日から施行する。

**附 則** (平成21年9月29日告示第60号)

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

**附 則** (平成23年3月24日告示第11号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年3月25日告示第8号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年2月10日告示第5号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年12月28日告示第99号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月28日告示第4号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年2月26日告示第3号)

この告示は、平成31年2月26日から施行する。

**附 則** (平成31年3月25日告示第41号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年3月26日告示第11号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。